

運転免許を取得される皆様へ

## 安全運転相談の御案内

運転免許試験に合格された場合でも、一定の病気にかかっており、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある場合、道路交通における安全確保の観点から、運転免許の取得ができない場合があります。

心当たりのある方、免許の取得に関し不安がある方、プライバシー保護には十分配慮しますので、事前(入所前)又は必要に応じて適宜下記連絡先へ相談して下さい。

### ○ 一定の病気【参考例】

統合失調症、そううつ病、その他精神疾患

てんかん、再発性の失神、心疾患、無自覚性低血糖症

重度の眠気を催す睡眠障害

脳卒中関係、認知症

アルコール・麻薬等中毒

その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気

※ 上記の病気が必ずしも自動車等の安全な運転に支障を及ぼすとは限りません。

～免許申請時の質問票には正確に記載して下さい～

**虚偽記載の場合、罰則が適用される場合があります。**

### ○ 連絡先【安全運転相談窓口】

〒468-8513 名古屋市天白区平針南三丁目 605 番地

愛知県警察 運転免許試験場 安全運転相談係

TEL (代表)052-801-3211 自動音声案内「3」「3」

又は 052-951-1611 愛知県警察本部交換経由

平日 午前9時から午後4時まで

※ 相談内容は、運転免許管理事務にのみ利用し、適切に保管します。